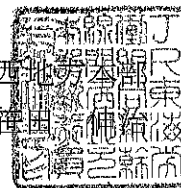


2022年3月4日

株式会社エムティー
代表取締役社長 八尋 勇 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部

執行委員長



再三にわたる団体交渉開催の催促と『あっせん申請』のお知らせ

- ① 私たち J R 東海労働組合新幹線関西地方本部（以下、J R 東海労という）の組合員である西三喜夫さん（以下、西さんという）が、2022年1月17日より、本人の同意もなく、貴社へ強制的に出向させられて、すでに47日が経過しましたが、いまだに西さんの同意を無視した強制出向は続けられています。
- ② それだけではありません。私たち J R 東海労が貴社に申し入れた団体交渉は、いまだに開催されていませんし、再度の申し入れに対する書面での回答も頂いておりません。
- ③ 私たち J R 東海労は、貴社の不誠実な対応に憤りを感じております。
- ④ 1月21日、西さんは、貴社の経営幹部である八尋勇社長、八尋大輔副社長、西村説子専務が同席する面談の場において、八尋勇社長から「うちは団体交渉なんかしない」と言われました。
- ⑤ また同日、西さんは、貴社の就業規則の閲覧を求めました。すると西村専務は、そのことには応じず、「西さんの就労条件は、J R 東海会社の就業規則に準じる」と言われました。
- ⑥ したがって1月24日、私たち J R 東海労は、その発言の真意の確認と共に、具体的な労働条件を協議し確定するため、貴社に『団体交渉開催の申し入れ』を行いました。
- ⑦ ところが翌日の1月25日、『団体交渉開催の申し入れ』を受け取った八尋大輔副社長は、西さんに対して、「西さんの出向を解除したい」「J R 東海にも出向解除を申し出る」と言われました。西さんは、不安な気持ちのままその後の勤務を全うし、26日を迎えました。
- ⑧ 八尋大輔副社長の発言後、貴社と J R 東海会社から西さんへの連絡は一切ありませんでした。今後のことが心配になった西さんは、1月26日、帰宅後、自ら貴社と J R 東海会社に電話をしました。
西さんからの電話に対応されたのは、西村専務でした。西さんは西村専務に、

八尋大輔副社長の発言と、その後の話がどうなっているのかを質問しました。すると西村専務は、「JR東海に投げかけて、返事待ちです」と回答されました。

⑨ 私たちJR東海労は貴社に対して、1月24日に『団体交渉開催の申し入れ』、さらには2月21日に『再度の団体交渉開催の申し入れ』を行っていますが、一度も貴社からの連絡はありません。こちらが連絡して、留守の場合でも、貴社から連絡が来ることはありません。

⑩ それどころか、貴社の「交渉窓口」だと言われる西村専務の言動の変節にはあきれられるばかりです。

今頃になって、自分も同席していた2021年12月21日の面接の場での八尋勇社長発言、「うちは団体交渉なんかはしない」を「そういう発言をしていない」とか、2022年1月25日の八尋大輔副社長発言、「JRに帰ってもらおう」「JR東海にもそのように言う」を「私は聞いていないからわからない」とまで言い出される始末です。

⑪ この変わり様は、JR東海会社と貴社の経営幹部が連携をして不都合な言動をなかつたようにしているとしか思えません。しかし、そんな誤魔化しは通用しません。私たちには絶対的な証拠もあることを伝えておきます。

⑫ 言うまでもなく、労働者が団体交渉を行う権利は、憲法第28条で保障されていますし、正当な理由なく団体交渉の開催を拒否（言動）することは、労働組合法第7条2項違反で不当労働行為になります。

⑬ また、JR東海は今日まで、私たちJR東海労組合員の出向を数回取り消してきました。他ならぬ西さんも他の警備会社への出向が取り消しになりました。その理由は、出向会社の都合（申告）なのです。だから、どうしてもJR職場から西さんを放逐したいJR東海会社としては、絶対に出向先会社であるエムティーさんが、「JRに帰ってもらいます」「JR東海にもそのように言う」などと言っている事実が明らかになってはならないのです。

⑭ 西さんに対するJR東海会社の「とにかくJR職場から放逐したい」という思いと、貴社の「真面目に働くからいてほしい」という思いは一致するのでしょうか、貴社が行っている行為は、西さん本人の同意を無視し、強制的な出向をさせ続けるJR東海会社の違法行為に加担する行為です。

⑮ 貴社もご存じの通り、私たちJR東海労は、西さん本人の同意を無視した強制出向を許さないために、JR東海会社を相手に裁判を係争中ですが、このままの状態が続くと、貴社をも相手に闘わざるを得なくなります。私たちはそれを望んでいません。

⑯ しかし、貴社経営幹部から不誠実な対応を受け続けている私たちJR東海労といたしましては、然るべき対処をせざるを得ません。まずは、大阪府労

働委員会に「団体交渉の開催促進」で『あっせん申請』をさせていただきます。

- ⑰ 貴社との団体交渉が開催されない状況下の2月24日、西さんの義理のお父様がお亡くなりになり、勤務処理をどうするのかで問題が発生しました。西さんの就労条件は、貴社の西村専務が言われた通り、「JR東海の就業規則に準じる」のですから、西さんの勤務処理は、3日の忌引きで有給のはずです。しかし西さんは、貴社の総務の白石さんから、「2日の忌引きで無給」だと言われました。その結果、西さんは忌引きを使用しませんでした。こんなことが許されていていいわけがありません。

- ⑱ 私たちJR東海労は、貴社の経営幹部の、言ったことを「言ってない」と言ったり、言っていることとやっていることが違う言動に呆れています。

まさか西村専務は、「JR東海会社の就業規則に準じる」など言っていないと言いつすのではないかと、私たちは心配しています。

以上、これまでの貴社経営幹部の不誠実な対応を改めて頂き、これ以上、団体交渉の引き延ばしと、西さん本人の同意を無視した強制出向に加担する行為を止めて頂くことを要求します。

以上。